

広報

なまあしま

4



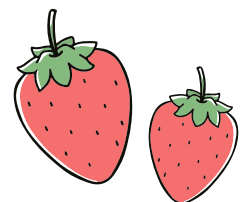
すな おな えが おのしま

Communication & Public relations



contents

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 02 令和2年度予算 | 11 教育委員会からのお知らせ |
| 04 令和2年度重点事業 | 12 カメラリポート |
| 06 建設経済課からのお知らせ | 15 教育委員会からのお知らせ |
| 07 町人事異動・まちづくり観光課からのお知らせ | 16 税務課からのお知らせ |
| 08 まちづくり観光課からのお知らせ | 17 住民福祉課からのお知らせ |
| 10 まちづくり観光課・教育委員会からのお知らせ | 22 ふれあい診療所からのお知らせ |



町の人口 | 4月1日現在(先月比) 世帯数/1,571(+6) 人口/3,069(+3) 男/1,578(+4) 女/1,491(-1)
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

町の面積 | 14.22km²

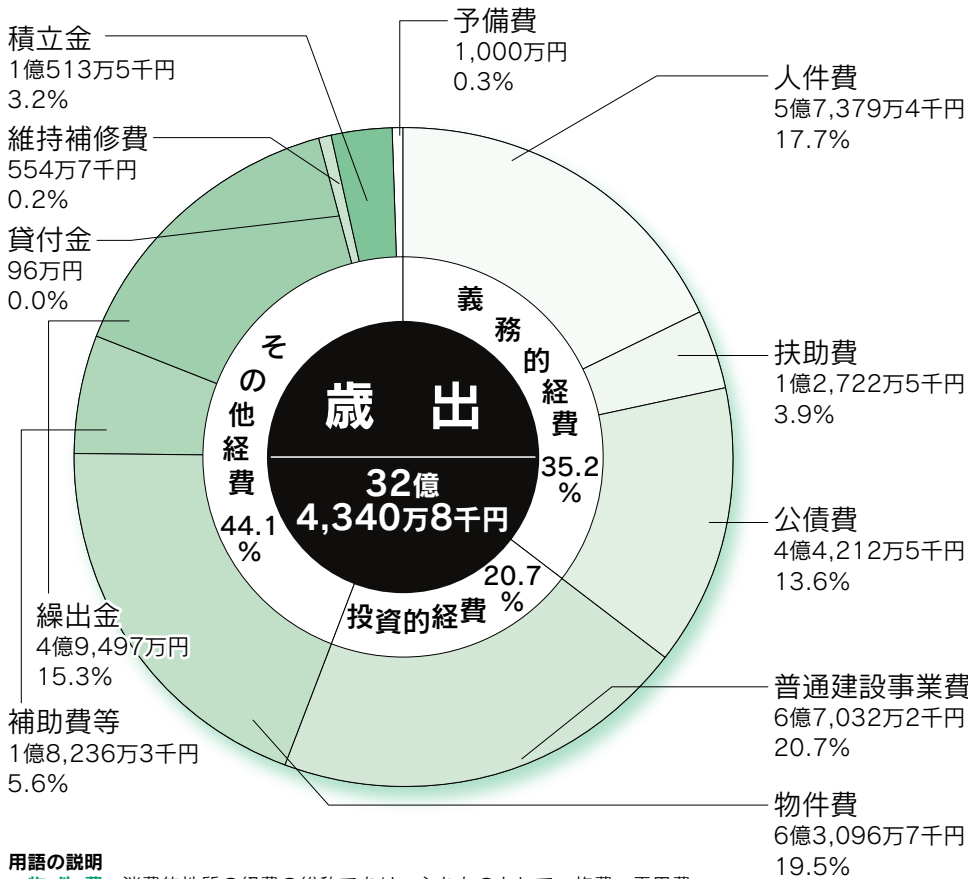
直島HP / <http://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp

みんなが笑顔で暮らせる町に

令和2年度の予算決まる

新年度の予算の概要と、町が取り組む主な事業を紹介します。

令和2年度一般会計および特別会計の予算案が、3月定例議会で可決されました。
 一般会計予算額は32億4,340万8千円で前年度と比較して、8億5,009万8千円(20.8%)の減となりました。
 引き続き、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう、町の発展・活性化を推進していくことを基本とした予算編成となっています。



用語の説明

- 物件費** 消費的性質の経費の総称であり、主なものとして、旅費・需用費・委託料など
- 扶助費** 児童・高齢者・生活困窮者などを援助するための経費であり、主なものとして、医療費など
- 補助費等** 各種団体に対する助成金や一部事務組合への負担金などの経費であり、主なものとして、負担金・補助金および交付金など
- 公債費** 町債の償還に係る経費
- 普通建設事業費** 道路・港湾・学校・庁舎等公共施設の新増設等の建設事業に要する経費

主な経費

【一般会計】

経費種別	金額(千円)
総務費	27,500
行政情報通信サービス事業	27,500
積浦集会所等整備事業	8,510
社会保険・税番号制度システム整備等	49,888
みんなのまちづくり助成事業	600
直島出合い隊助成事業	650
まちづくり景観整備助成事業	2,725
地域おこし協力隊	8,906
空き家改修等補助事業	3,200
民間賃貸住宅借上料等支援事業	1,920
直島応援寄附者返礼品等	138,331
町営バス運行関係	45,844
固定資産税土地異動更新業務	4,500
民生費	6,286
地域生活支援事業	6,286
なおしまキッズサポート運営事業	9,700
出産奨励金(2人以上)	2,300
敬老会等	688
老人バス利用助成	1,230
総合福祉センター大規模改修等	31,167
一時保育事業	1,069
子育て支援事業	2,649
子ども医療費助成事業	4,200
衛生費	720
看護学生修学資金貸付事業	720
母子健診等	4,274
子どもインフルエンザ予防接種	2,854
ロタウイルスワクチン接種等	482

健康づくり推進業務	1,100
住宅太陽光発電システム設置補助	800
エコアイランド補助	4,000
浄化槽設置整備事業補助	2,356
海岸漂着物回収抑制事業	1,698
焼却施設設備補修	8,000
農林水産業費	6,085
有害鳥獣駆除事業	6,085
琴反地区農道補修等	16,832
松くい虫防除事業	1,927
風評被害対策資金返還金	50,000
商工費	11,678
ふるさと海の家改修等	11,678
瀬戸内国際芸術祭2022運営負担金	1,050
火まつり実行委員会助成	10,000
商工会助成	1,800
夏まつり助成	1,170
社宅整備費用助成	6,000
土木費	4,700
道路維持管理業務等	4,700
町道文教2の3号線舗装等	50,807
港湾施設バトロール事業	4,642
イルミネーション支援業務	2,500
直島港本村(-5m)岸壁改修等	326,174
県営事業負担金	78,400
内新田団地外壁改良等	47,442
民間住宅耐震対策支援事業等	3,370
定住促進住宅整備事業	3,450

消防費	1,067
災害用備蓄品整備	1,067
屋外アンテナ式移動局設備設置他	5,262
小型動力ポンプ購入	1,540
救急患者搬送業務関係	20,455
教育費	4,155
高校生通学航路費等補助	4,155
少年・青年活動助成	700
小学校各所改良等	9,151
中学校各所改良等	4,793
放課後児童健全育成事業	3,685
国際交流推進協議会(Naoshima Egg事業)	1,390
文化協会助成	850
女文案補助事業等	1,482
体育協会助成	1,050
スポーツ少年団助成	605
聖火リレー実行委員会	2,540
給食センター(食器洗浄機購入等)	4,780

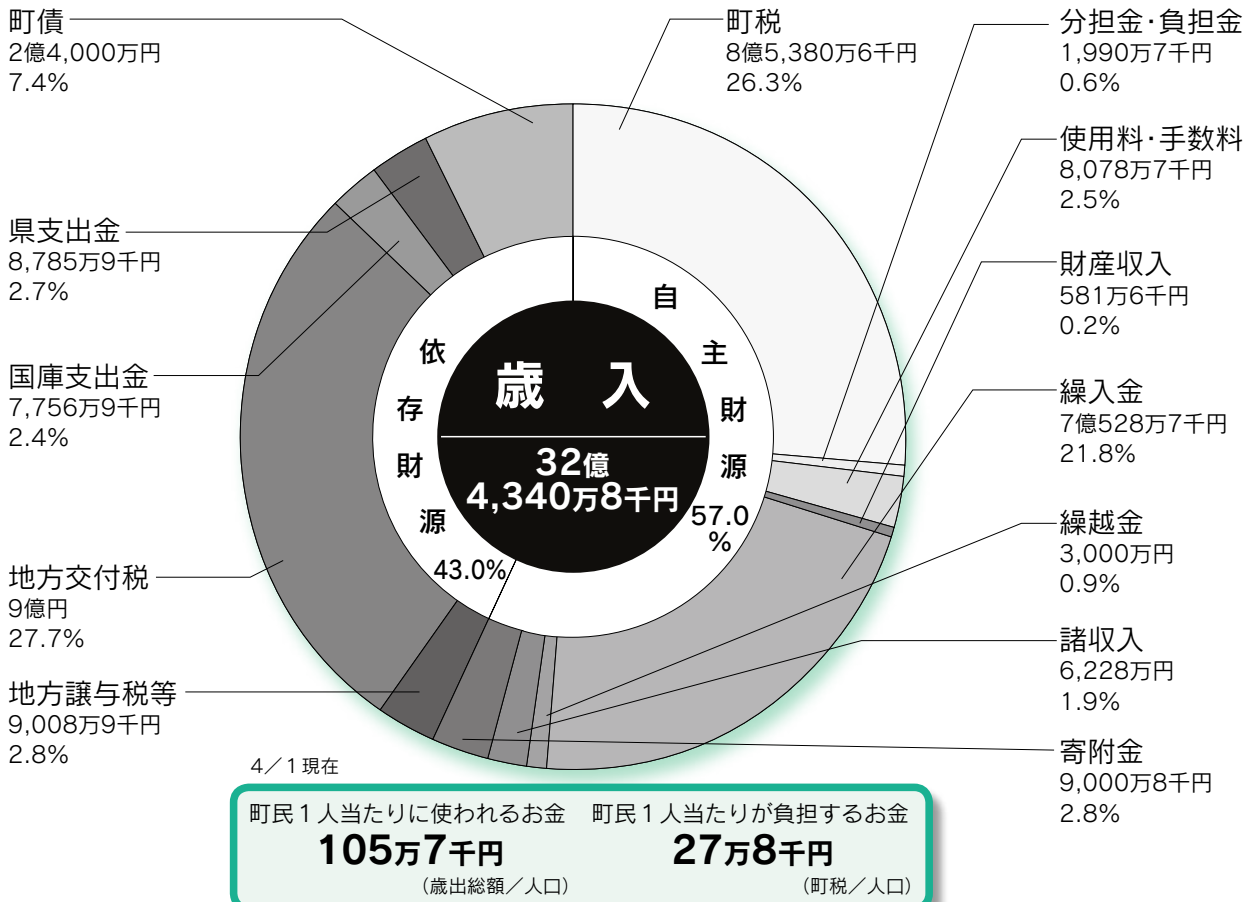
【特別会計】

特定健康診査等事業	3,222
介護予防アクア運動教室等	2,857
診療所(電子カルテシステム購入他)	15,950
診療所(酸素マニホールド入替)	1,950
下水道(長寿命化等)	15,700

一般会計の予算は32億4,340万8千円

特別会計 14億5,195万5千円

簡易水道会計 7億2,580万3千円



町税8億5,380万6千円の内訳

町民税	固定資産税
2億3,373万8千円	5億8,861万1千円
27.4%	68.9%
軽自動車税 1,365万7千円 1.6%	
たばこ税 1,780万円 2.1%	

歳入構造別比較表

	依存財源	自主財源	合計
28年度	49.5%	50.5%	37億6,565万2千円
29年度	48.5%	51.5%	34億9,074万3千円
30年度	48.9%	51.1%	37億6,737万5千円
31年度	46.1%	53.9%	40億9,350万6千円
令和2年度	43.0%	57.0%	32億4,340万8千円

特別会計予算額

会計名	令和2年度	令和元年度	前年度対比
国民健康保険事業	4億5,855万6千円	4億6,342万8千円	▲1.1%
介護保険事業	4億0,714万6千円	3億9,739万3千円	2.5%
診療所事業	2億9,515万9千円	2億7,168万6千円	8.6%
後期高齢者医療事業	6,457万5千円	5,565万5千円	16.0%
下水道事業	1億9,950万7千円	2億2,152万4千円	▲9.9%
宅地造成事業	2,701万2千円	3,604万円	▲25.0%
合計	14億5,195万5千円	14億4,572万6千円	0.4%

簡易水道事業会計予算額

項目	令和2年度	令和元年度	前年度対比
収益的収入	4億7,112万2千円	4億6,663万7千円	1.0%
収益的支出	4億5,832万3千円	4億5,914万1千円	▲0.2%
資本的収入	9,807万7千円	8,632万8千円	13.6%
資本的支出	3億9,262万1千円	3億166万4千円	30.2%

令和2年度の重点事業

～新規事業等主なものを紹介します～

※詳しいお問い合わせは各担当課まで

新 …新規事業 継 …継続事業

ハード事業

継 総合福祉センター大規模改修（住民福祉課）

総合福祉センター本館は、平成7年の事業開始から25年目となり老朽化も進んでいます。建物を維持していくためには計画的な改修を講じていく必要があります。そこで、今年度は、浴室機械室のボイラー取替、プール機械室の煙突修繕のほか、女文楽展示室を子育て支援拠点事業の部屋として利用するため、空調機等の取替を行います。

継 ふるさと海の家改修（まちづくり観光課）

ふるさと海の家は、多くの町内外の方々に利用されている施設ですが、施設の劣化、老朽化が進んでおり、近年は計画的に改修工事を実施し、施設の長寿命化と快適な利用環境の維持を図っているところです。

今年度は、施設の老朽箇所について塗装工事等を実施し、長寿命化を図ります。

新 琴反地地区農道補修（建設経済課）

琴反地大池に隣接する農道が一昨年の豪雨により一部崩れが生じ、農道の土砂が池に流入しました。このままでは再度土砂崩れが起こる危険性があり、また自治会からの要望もあることから、法面をブロック積擁壁で補修し、農道の保全を図ります。

新 町道積浦15号線拡幅（建設経済課）

以前から地元より要望のあった箇所で、一部区間ではありますが、車が通行できるように拡幅し、生活の利便性向上を図ります。また、消防、救急等の緊急車両等も通行できるようにすることにより、住民の安全・安心も確保します。

継 直島港本村（-5m）岸壁改修（建設経済課）

直島港の漁協内にある岸壁（町管理）は、完成から50年近く経過し、鋼矢板の腐食が進み各所に傷みが出てきており、背後地の陥没などの危険性も高いことから、昨年度に引き続き、鋼管矢板の打設や埋立等を行い、安全で利用しやすい施設に改修します。

継 海の駅大規模改修（建設経済課）

直島の玄関口でもある海の駅「なおしま」は、完成から10年以上が経過しているため、これまでトイレの改修、白線の引替、照明等設備の更新などを行ってきました。

今年度は、外観の点検において屋根に腐食等が認められたため、大規模塗装補修工事を行い、施設の強度・美観等の維持回復に努めます。

継 内新田団地外壁等改良（建設経済課）

多くの町営住宅では老朽化が進んでおり、適切な改善を実施して住宅ストックとして施設を維持していくため、町営住宅ストック総合計画および公営住宅等長寿命化計画を策定し、計画に沿って改善を進めています。

昨年度から内新田団地の外壁等の改良を数年計画で実施しており、今年度は2棟4戸の屋根・外壁の塗装、樋・鋼製建具の取替等を実施します。

新 診療所電子カルテシステム導入（診療所）

診療所では、現在、受付から診察・会計処理まで手書きによる紙カルテで管理していますが、カルテの作成時間や新規患者の増加等により、その数が9千を超え、保管や検索などが非常に困難な状況になっています。今回、電子カルテを導入することにより、カルテの整理・情報検索が容易になるほか、物理的な保管スペースも不要になり、さらには従来の紙カルテに比べて受付までの時間が短縮されることが見込まれ、スムーズな医療を提供できるようにします。

継 本村～積浦地区耐震管布設（環境水道課）

現在、震災時にも確実に配水できるように耐震管を配水池から積浦地区まで布設する計画を進めています。昨年度は本村 NTT 横から八幡神社下の積浦に向かう坂の途中の三差路付近まで布設が完了しており、今年度はその続きとして、積浦の人材育成センターまで耐震管を布設します。

また、人材育成センターで震災時にも給水できるように応急給水栓を設置します。

新 屏風島配水池更新（環境水道課）

現在の配水池はコンクリート造で建設から35年経過し経年劣化しているため、ステンレス製の容量10㎡の配水池に更新します。

ソフト事業

新 子育て支援拠点事業（住民福祉課）

平成28年2月より実施している子育て世代交流事業（メイプル）の事業内容を拡大するため、今年度から新たな子育て支援拠点事業について、一般社団法人キッズポートに事業を委託します。

子育て世代の親子の交流の場を提供し、育児等に関する相談を実施するほか、子育てに役立つ情報の提供や子育て支援に関する講習会、イベントを開催するなど、子育て支援のプログラムを充実します。

新 骨髄等提供支援事業（住民福祉課）

白血病や再生不良性貧血などの治療のために「公益財団法人日本骨髄バンク」が実施する骨髄バンク事業において、骨髄等提供した者を雇用している事業所に、ドナー休暇制度の有無に関係なく、1回の提供につき5万円を助成します。この事業により、骨髄バンク事業の推進や理解を深めるとともに、ドナー登録および骨髄等を提供しやすい環境づくりの推進を図ります。

新 産後ケア費用助成事業（住民福祉課）

出産後のお母さんと赤ちゃんが安心して生活をスタートできるように、町が委託している助産所で行われるお母さんの心身のケアや授乳指導、育児相談などを一定期間利用できる産後ケア事業に対し、利用時にかかる費用の一部を助成します。



建設経済課からのお知らせ

直島町民間危険ブロック塀等撤去補助事業

地震や台風などの災害時に、ブロック塀の倒壊による被害を防止するため、倒壊する恐れのあるブロック塀等の撤去工事に対し、補助金を交付します。

申請受付期間 令和3年1月22日まで

補助対象者

ブロック塀等の所有者・ブロック塀等のある土地の所有者・ブロック塀等のある土地にある建築物の所有者

対象物

道路に面し、点検の結果、転倒の恐れがあると判定されたブロック塀等

※道路や点検結果に一定の条件あり

補助額

- 次のいずれか少ない額
- 撤去工事に要する経費の4/5
- 1敷地あたり16万円

農業委員の追加募集について

農業委員の募集を行いました。定員に達しませんでしたので、下記のとおり追加の推薦・応募を受け付けます。

なお、推薦・応募していただいても、必ずしも委員に任命されるとは限りませんので、ご了承ください。

募集期間 3月23日(月)～4月24日(金) 17:00まで

募集人数 1人

任期 令和2年7月20日～令和5年7月19日まで(3年間)

身分 町の特別職の非常勤職員

報酬 町報酬および費用弁償に関する条例に基づき支給

主な業務内容

- (1) 農地の権利移動・転用案件の審査
- (2) 転用違反等の是正指導

- (3) 担い手への農地利用の集積
- (4) 新規参入の促進
- (5) 耕作放棄地の防止・解消
- (6) 農業委員会および各種会議・研修会への出席

推薦・応募方法

必要書類(農業委員会委員候補者推薦書または農業委員会委員候補者応募申込書)を建設経済課で受け取るか、町ホームページでダウンロードし、必要事項を記入のうえ、持参または郵送により、建設経済課まで提出してください。

公表について

推薦・応募された内容は、一部を除き募集期間中および募集終了後に町ホームページにて公表しますので、あらかじめご了承ください。

住まいの耐震診断・耐震改修工事を実施しませんか

制度の概要

町では、下記の要件に該当する耐震診断や耐震改修工事等に要する費用について、その一部を補助します。

(1) 補助を受けられる方	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する方で、自ら所有する住宅*の居住者である ・町税等の滞納がない ※民宿は「住宅」に該当しません。
(2) 対象となる住宅の要件	<p>町内にある住宅で、下記の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 昭和56年5月31日以前に建てられた一戸建て住宅、または長屋建て住宅(住宅用に供する部分が過半以上の併用住宅も含む) ※枠組壁工法・丸太組工法の住宅、賃貸住宅、社宅は除く ② 耐震対策を行った後も主たる居住の場として利用する ③ 建築基準法の規定に違反していない ④ 耐震診断や耐震改修工事等を過去に行っていない ⑤ 簡易耐震改修工事にあつては、木造の住宅に限る
(3) 補助の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 耐震診断 (補助金の額) = 耐震診断に要した費用(補助対象経費) × 9/10 ※ただし、9万円を限度とする。 ② 耐震改修工事(実施設計費用も含む) (補助金の額) = 工事に要した費用の90万円まで全額補助 ③ 簡易耐震改修工事(実施設計費用も含む) (補助金の額) = 工事に要した費用の50万円まで全額補助 ④ 耐震シェルター等設置工事 (補助金の額) = 工事に要した費用の20万円まで全額補助

※上記の他にも審査要件等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

令和2年度補助申請の最終受付期限：令和3年1月22日(金)

補助を希望される方は、申請書類に必要書類を添付して、期日まで建設経済課へ申請してください。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224



直島町人事異動

◆退職 3月31日付（ ）内は、旧職名
田中 正平（総務課長）

水野いづみ（住民福祉課保健師）

横田てるみ（町立診療所主任看護師）

◆任期満了 3月30日付（ ）内は、旧職名
福岡 史朗（町立診療所医師） ※県からの派遣期間終了

◆異動 4月1日付（ ）内は、旧課名

【総務課】

課長 三宅 亮（環境水道課）

主任主事 下津 沙希（まちづくり観光課）

【まちづくり観光課】

課長 植田 圭一（議会事務局）

課長補佐 松崎 清人（教育委員会事務局）

【建設経済課】

主査 鶴見 元良（総務課）

【環境水道課】

課長 土井 孝司（税務課）

【住民福祉課健康推進室】

室長 山本 保夫（住民福祉課）

【税務課】

課長 村上 浩司（町立診療所）

主査 八頭司浩行（まちづくり観光課）

【町立診療所】

事務長 下津 伸浩（町立診療所）

主査 豊田 壘（建設経済課）

【議会事務局】

局長 時實 哲也（まちづくり観光課）

【教育委員会事務局】

主任主事 加藤 謙明（税務課）

【幼児学園】

次長補佐 中野 崇（総務課）

◆採用 4月1日付

総務課 榎岡 修生

住民福祉課 植村 怜太

町立診療所医師 井上 依里

町立診療所看護師 桐畑 友希

町立診療所看護師 堀内ゆかり

幼児学園 東田 陽子

●●●●●●●● まちづくり観光課からのお知らせ ●●●●●●●●

社宅整備費用の助成制度について

町内で社宅を建設する事業者に対し、建設工事費の一部を助成する制度を設けています。

【社宅とは】

事業者が従業員（事業所が雇用している者）の居住を目的として新たに建設する住宅。

【助成の対象者】 助成の対象者は、以下の要件をすべて満たす方。

- 町内に入居可能世帯数が2世帯以上の社宅を建設する事業者
- 市区町村税を滞納していない

【助成額】 助成額は、入居可能世帯1世帯につき20万円です。

【交付の条件】

交付にあたっては、以下の条件を付します。

- 入居する従業員とその家族が、町内に住民登録するよう促すこと
- 入居率の向上に努めること

【用途変更の制限】

助成金交付後5年間は、社宅以外の用途として利用できません。

特産品開発に関する補助制度について

町内で特産品の開発をしようとする個人・団体・法人に対し、その経費の一部を補助する制度を設けています。

【特産品とは】

「特産品」とは、以下の要件をすべて満たすものを指します。

- 直島町の産品（町内で生産された原材料）を用いて加工・製造されたもの
- 販売が可能なもの
- 広く町民や観光客に親しまれると見込まれるもの

【補助の対象者】

以下のいずれかであって、町税等の滞納がなく、事業を継続できると認められる方。

- 町内に住所を有する個人
- 町内に住所を有する方が代表者となっている団体
- 町内に事業所を有する法人

【補助対象となる事業】 補助の対象となる事業は、以下のとおりです。

- 特産品を開発し、商品化する事業
- 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業

【補助対象経費】 補助の対象となる経費は次のとおりです。

- 特産品の開発に要する経費（消耗品費、原材料費等）
- 品質検査、栄養成分分析等に要する経費
- 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
- 商品PRに係る広告、宣伝に要する経費
- その他、必要と認められる経費

※人件費は補助の対象外となります。

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）とします。

ただし、補助対象経費が100万円を超える場合にあっては、補助金の額は50万円を限度とします。

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



まちづくり観光課からのお知らせ

本村地区（景観重点地区）内で家や外構を 新築・改修等する場合には事前に役場へ届出が必要です！

景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として本村地区を重点地区に指定しています。

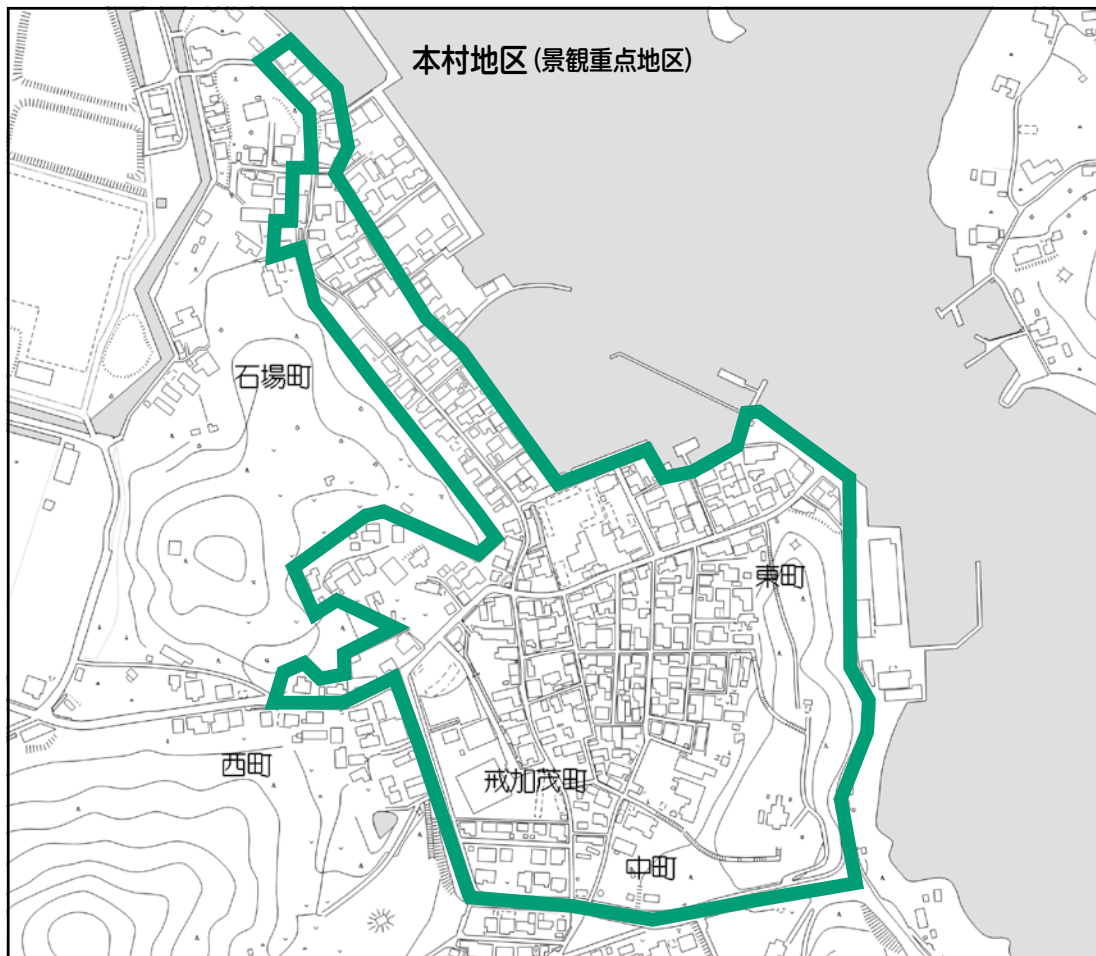
そこで、本村地区（景観重点地区）の美しい風景とまち並み景観を保全していく事を目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為等をする場合には事前に役場へ届出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

（届出が必要な行為）

- ①建築物
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ②工作物等（屋外広告物・塀・柵・門等）
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には補助金の交付がありますので、次の記事の「まちづくり景観活動をご支援します〈第1期募集〉」をご覧ください。

※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020

●●●●●●●● まちづくり観光課からのお知らせ ●●●●●●●●

まちづくり景観活動をご支援します〈第1期募集〉

平成14年4月1日に施行された「直島町まちづくり景観条例」では、“直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい”など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、以下のとおりです。

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額→別表のとおり

例えばこのようなときに……

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」^{注1)} →ア)
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」^{注2)} →イ)
- 「道路沿いを花いっぱいにしたい」 →ウ)
- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」 →ウ)
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」 →ウ) など

^{注1)} ただし、景観重要物件に指定された建物等に限りです。

^{注2)} ただし、重点地区内（現在、本村地区の一部のみ）の建物に限りです。

②申請の締め切り 4月30日(木)まで

申請様式についてなど、さらに詳しい内容・お問い合わせについては、**まちづくり観光課**までご連絡をお願いします。

別表

補助の対象となる事業		対象工事・経費	補助率	補助限度額
条例に基づくまちづくりを推進するために必要な事業	ハード事業	ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件	2/3 (1/3)	600万円 (300万円)
	ソフト事業	イ) ア)以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件（ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。）	1/3 (1/6)	100万円 (50万円)
	ソフト事業	ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業	調査研究費、計画策定費、賃金、報酬費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費	2/3 (1/3)

※（ ）内は営利を目的としたもの

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



まちづくり観光課からのお知らせ

みんなのまちづくり事業の募集について

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と考えることをしてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援させていただく『みんなのまちづくり事業』を、今年度も引き続き実施いたします。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

●対象となる事業

町民または町内にある団体等が自主的に実施するまちづくり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・

ボランティア事業などがあります。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

●補助率 補助対象経費の3分の2以内

●補助金の額

1事業当たり30万円を限度とします。

同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。

●応募の締切日 第1次締め切り 4月末日

第2次締め切り 7月末日

●申し込み先 役場まちづくり観光課

同窓会への助成について

直島小学校ならびに直島中学校(いずれも旧制学校を含む。)の卒業生が開催する同窓会に助成金を交付しています。(5年間に1回限度) 交付対象となる同窓会は、同じ年度に卒業した者の全員を対象として町内で開催されるもので、原則として対象者の3割以上の出席があるものです。

同窓会の開催が決まりましたら、お早めにご相談ください。

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020

教育委員会からのお知らせ

奨学金の貸し付けについて

町では、中学校および高等学校の卒業生で、下記の要件等を満たす方に対して、月額最大20,000円の範囲内で奨学金の貸し付けを行っています。

①町内に1年以上住所を有する者

③経済的な理由により修学することが著しく困難である者

②向学心が旺盛で性行の善良な者

④原則として、他の制度から貸し付けを受けられない者

貸し付けを希望される方は、教育委員会までご相談・お問い合わせください。

直島町少年スポーツ等活動費補助について

未来を担う子どもたちが、スポーツなどの活動で、夢と希望をもって幅広く選択ができるよう、活動に要する経費の一部を支援する『直島町少年スポーツ等活動費補助』を、今年度も引き続き実施します。

対象者

直島中学校部活動または町内にスポーツ少年団などの活動がなく、そのため町外の非営利スポーツ等活動団体に所属し、活動を行っている直島中学校生徒およびその付き添いの保護者。

対象経費

フェリー車両運賃、小型高速旅客船(高松便に限る)運賃。

補助金の額

対象経費の2分の1。ただし、限度額は年度内で5万円まで。

締切日 第1次締め切り 9月末日

第2次締め切り 3月末日

申し込み先 教育委員会

青年・少年活動助成事業の募集について

未来を担う青年・少年が地域社会のなかで活動できるように、町民の皆さんが自ら活動を活性化させようとする事業に対して、財政面で支援させていただく『活き活き青年活動補助』・『少年の夢育み活動補助』を令和2年度も引き続き実施いたします。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

対象となる事業

町内に所在または住所を有する団体または個人が企画し実施する事業全般で、例えば音楽会・奉仕活動・文化活動・スポー

ツ活動事業など。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象となりません。

補助金の額

1事業あたり、20万円を限度とする。同事業を継続する場合、4年目以降の限度額は10万円。

応募の締切日 第1次締め切り 4月末日

第2次締め切り 7月末日

申し込み先 教育委員会

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

3月5日(木)

直島町表彰・教育委員会表彰・瀬戸内国際芸術祭2019感謝状贈呈式

●令和2年度・直島町表彰

直島町消防団第2分団操法チーム（善行者）

令和元年9月8日に開催された、香川県消防操法大会小型ポンプの部において荣誉ある優勝を遂げ、県下に広く直島町消防団の名声を広め、団員の士気を大いに高揚させた功績は多大である。

花岡 政雄（善行者）

平成31年4月8日、向島・東側海岸で発生した急病人の搬送の際、浜に接岸できなかった救急艇に代わって、急病人を自らの船で浜から沖で待機する救急艇に引き渡すなど、人命救助活動に尽力した功績は多大である。

須々木 直（善行者）

平成31年4月8日、向島・東側海岸で発生した急病人の搬送の際、花岡政雄氏とともに、人命救助活動に尽力した功績は多大である。



●令和2年度・感謝状贈呈

直島町婦人会（感謝状）

70年以上にわたり、女性の地位向上のための活動に中心的役割を果たしたほか、社会貢献活動を通じ町の発展に尽くした功績は多大である。

廣田 秀樹（感謝状）

平成15年12月から16年にわたり、選挙管理委員を務めてきたが令和元年12月24日をもって退任したことにより、長年の町の公職者任務を退かれた。この間に地方自治の振興・発展に貢献された功績は多大である。

西岡 邦好（感謝状）

平成19年12月から12年にわたり、民生・児童委員を務めてきたが、令和元年11月30日をもって退任したことにより、長年の町の公職者任務を退かれた。この間に地方自治の振興・発展に貢献された功績は多大である。



●令和2年度・直島町教育委員会表彰

武部 恵美（元スマイリーズ代表） 長年にわたり、直島町の家庭教育の充実・発展等に貢献された功績は多大である。

●瀬戸内国際芸術祭2019・感謝状贈呈

個人・団体名	代表者名	事業内容	備考
直島町婦人会	三田 和子	花を植えたプランターの設置（宮浦港周辺）	受入対策事業
直島塾	玉井 和樹	休憩所の設置（外ヶ浜オリーブ園）	受入対策事業
合同会社直島アートユニット	佐々木広武	来場者のお接待（旧堺谷邸）	受入対策事業
	山本 里美	子供のための休憩所「FREE SPACE FOR BABYS & KIDS」の設置（直島ホール）	受入対策事業
ナオシマルシェ	岡本 智美	ハンドメイド品販売イベント開催にあわせた来場者のお接待（海の駅なおしま赤かぼちゃ広場、南寺公園）	受入対策事業
	西岡裕喜広	ピアノと映像によるライブイベントの開催（社会福祉総合センター）	受入対策事業
	町川いくみ	津軽三味線によるライブイベントの開催（直島ホール）	受入対策事業
	福本 笑子	和楽器と洋楽器によるライブイベントの開催（海の駅なおしま）	受入対策事業
	中根 清孝	ダンスパフォーマンスイベントの開催（南寺公園等）	受入対策事業
	木下 幸三	ミュージシャンによるライブイベントの開催（直島ホール）	受入対策事業
直島つつじ太鼓	中根 清孝	つつじ太鼓による来場者のお出迎え・お見送りイベントの実施	開会、閉会イベントへの協力
直島女文楽	小西シマ子	女文楽の上演 「5/18『薫風の舞』出演」	公式イベント



3月6日(金)

直島フレンドパーク

スポーツ推進委員会主催で第3回直島フレンドパークが中学校体育館で開催され、20組40名が参加しました。5種類のミニゲームを家族・友人などの2人1組で協力してチャレンジし、楽しい時間を過ごしました。



卒園式・卒業式

幼児学園卒園式・小中学校で卒業式が行われました。幼児学園の園児、小学校の児童、中学校の生徒はそれぞれ通い慣れた園舎、校舎に別れを告げました。今年は新型コロナウイルス感染予防のため、一部規模を縮小して行われましたが、先生と保護者の方の温かなまなざしに見送られ、卒園生、卒業生は新たな一歩を踏み出しました。

中学校 3月13日(金)



小学校 3月16日(月)



幼児学園 3月17日(火)





●●●●●●●● **教育委員会からのお知らせ** ●●●●●●●●

「中学生・高校生海外研修事業」参加者を募集しています。

募集期間 ～4月23日(木) 午前中厳守
参加申込書で応募してください。

直島町国際交流推進協議会（以下、「協議会」という。）では、英語教育のさらなる発展として、平成28年度から中学生・高校生を対象とした海外研修を実施しています。ホームステイを体験してイギリスの生活などに触れ、これまでの英語学習の成果を生かして交流し、語学学校においてさらなる英語力の向上と、豊かな国際感覚の育成や友好親善をめざす体験的研修です。

研修対象者：直島中学校の生徒・直島に居住する高校生（部活動等で一時的に住所を異動した者も含む）合計4名まで（参加者が1名の場合、実施しません。）協議会の委員が、現地まで引率します。

研修地：イギリス（イギリス南海岸に位置するリゾート都市ボーンマス）

研修期間：8月8日～17日（8泊10日）を予定

研修経費：自己負担 約200,000円（必要経費約450,000円のうち、協議会より一人あたり250,000円の補助があります。）

※別途、パスポート取得や事前研修（高松）の旅費等、国内外の自由時間中（食事を含む）の費用等は、原則として自費となります。

※£（ポンド）の変動もありますので、自己負担金に変更となる場合があります。

研修内容：8/8.9は直島→関空→ヒースロー→ボーンマスの移動。10～14の午前中は語学学校（Anglo Continental School of English）で英語の研修を、午後は音楽会や映画鑑賞などのアクティビティー、夜は地元の家庭でホームステイをします。8/15は、ロンドン1日ツアー。8/16.17はボーンマス→ヒースロー→関空→直島の移動。 ※内容は変更となる場合があります。※8/10～15の間は語学学校とホームステイ先での活動となるため、ほぼ日本人以外と過ごすことになります。ホームステイ先では、他国の留学生と一緒にいる場合があります。

選考方法：書類審査（事業参加申込書、参加動機の作文）・面接審査

事前研修：選考後は速やかにパスポート取得の手続きをしていただきます。出発までに、数回の事前研修等（直島と高松にて開催）を行います。8月中に帰国報告会を実施するとともに広報なおしま9月号等で活動報告を行います。

※世界情勢や感染症等の発生が予測される場合、手続きが完了していても中止となることがあります。

参加を希望される方は、教育委員会、または、直島中学校で「直島町中学生・高校生海外研修事業参加申込書」を受け取り、記入の上、協議会（教育委員会内）までご持参ください。

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882



●●●●●●●● 税務課からのお知らせ ●●●●●●●●

令和2年度後期高齢者医療保険料について

【保険料の算定について】

●令和2・3年度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度の保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに見直しを行っています。医療費の増加などを考慮し、令和2・3年度の新保険料率が下記のとおり改定されました。

区分	平成30・31年度	令和2・3年度	増加額(率)
均等割額	47,300円	49,800円	2,500円
所得割率	9.26%	9.78%	0.52%

●賦課限度額の変更について

保険料の上限額は、62万円から64万円に変更されました。

●均等割額の軽減の基準の変更

令和2年4月1日以降の均等割額の軽減基準は次のとおりです。

〈均等割額の軽減〉

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計額で軽減割合を判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減		
	本則	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)
33万円以下	7割	7.75割	7割
うち、世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下で各種所得なし		7割	
33万円+ (28.5万円 ※× 世帯の被保険者数) ※28万円から28万5千円に変更	5割	5割	
33万円+ (52万円 × 世帯の被保険者数) ※51万円から52万円に変更	2割	2割	

※賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定しますが、年度途中で被保険者になられた方は、資格取得日が賦課期日になります。

●保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

【納付について】

①仮徴収(公的年金からの引き落とし)の対象の方

令和2年4月の公的年金からの引き落とし額(いわゆる天引き)は、令和2年2月引き落とし分と同額となります。ただし、新たに引き落としが始まる方(令和2年2月に引き落としされていない方)につきましては、平成30年中の所得を基に仮計算された保険料の1/6相当の額が引き落としされます。さらに、令和2年度の保険料額が確定後、10月以降の引き落とし分で残りの保険料額の調整が行われます。

②仮徴収の対象外の方

令和2年6月に保険料額が確定後、令和2年7月から納付書または口座振替による納付が始まります。その後、公的年金からの引き落としに移行できる方については、10月から引き落としが始まります。

保険料の納付方法が公的年金からの引き落としの方で、口座振替による納付に変更(納付書による納付に変更はできません。)を御希望の方は、役場税務課までお申し出ください。

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

- 開催日 4月16日(木)
- 場所・時間
 - ・役場（1階小会議室） 9：30～12：30
 - ・西部公民館（研修室） 13：00～16：00
- 相談内容
年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等
- 年金請求・各種手続
老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等

- 持参する物
免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの
マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード等）
※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

国民年金や厚生年金等の年金加入期間を確認し、将来的な年金額や遺族年金を請求した場合の年金額の算出ができるなど、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

町内で各種手続きが可能ですので、お気軽にご相談ください。



ホットアドバイス ～理学療法士からリハビリテーションについて～

運動について(アキレス腱伸ばし)

理学療法士の岩下です。

今回は食事について紹介しましたが、今回は運動に戻り、アキレス腱伸ばしについて紹介します。

アキレス腱が伸びることで筋肉の柔軟性が維持され、歩行の際の歩幅が広くなり、階段昇降など楽にできるようになります。また移動が速くなります。

しかし足首が硬くてはなかなか難しいため、足首の柔軟性も必要になるということです。

足首が柔らかいと、トイレなどのしゃがみ動作や歩行時の方向転換、また転倒の危険性の減少などがあげられます。足首が硬いと、膝関節、股関節に影響を与え動きが小さくなります。

アキレス腱伸ばしですが、壁や動きにくい安定したものにつまみながら20秒ほどかけて伸ばしていきます(①)。伸ばす際に、踵を内側に入れるか外側に向けるかでアキレス腱の伸張に違いがでます。ご自身に合わせて伸ばしていただければと思います。弾みをつけるのではなく、じんわりと伸ばすのがポイントです。

足首の柔軟性では足首を回します(②)。片方の足を

引き寄せあぐらをかくようにして、手で足先を持ちます。足首を回転軸にして痛みが出ないように大きく回すようにしましょう。内まわし、外まわし両方行います。このときに足の指をひろげるのも良いですね。5～10回程度回してみてください。体調に合わせて取り組んでいきましょう。

リハビリテーションについて詳しく知りたい方は、**住民福祉課**へお問い合わせください。

①



②



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2226 (上記事)・3400 (下記事)



●●●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●●●

春の済生丸健診のご案内

令和2年度の済生丸健診の日程は下記の通りです。受診希望の方は、受診対象者であるかを対象者確認表で確認の上、電話または住民福祉課窓口にてお申し込みください。

日程	場所	受付時間	定員	診療内容	
4月21日(火)	宮浦港	9:30~10:30	30名	【健診項目】 ●問診 ●身体計測 ●血圧測定 ●血液検査 ●尿検査 ●心電図検査 ●貧血検査 健診料は、保険者により異なる ※希望により、 ・肝炎ウイルス検査 ・前立腺がん検査（男性：40歳以上のみ）も受診可能。 予約時にお申し込みください。 別途健診料が必要	【肺がん検診】 40歳以上の方が対象 ●胸部レントゲン ●喀痰検査 （※問診により対象となった方） 健診料が必要 ※肺がん検診のみを受診される方の受付時間は10:30~です。
		13:00~14:00	30名		
4月22日(水)	宮浦港	9:30~10:30	30名		
		13:00~14:00	30名		
4月30日(木)	本村港	9:30~10:30	30名		
		13:00~14:00	30名		
5月1日(金)	本村港	9:30~10:30	30名		
		13:00~14:00	30名		

受診を希望される方は、住民福祉課に電話もしくは窓口で申し込みください。定員に達した場合は受診をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

【対象者確認表】

	直島町国民健康保険加入者	香川県後期高齢者医療加入者	社会保険加入者	
			本人	被扶養者
20~39歳	町が実施する若年健診として、 受診可能	後期高齢者健康診査として、 受診可能	社会保険加入者本人は、労働安全衛生法に基づく職域健診受診が前提となりますので、済生丸健診受診不可です。	町実施の若年健診として、 受診可能
40~74歳	特定健康診査（特定健診）として 受診可能			保険者と香川県済生会病院が健診の契約をしている場合にのみ、特定健診として 受診可能
75歳以上				

【健診料】

基本健診	500円（社会保険加入被扶養者については保険者ごとに異なります。）
前立腺がん検査	400円
肝炎ウイルス検査	400円（節目検診対象者は無料、詳しくはお問い合わせください。）
肺がん検診（胸部レントゲン）	100円
肺がん検診（喀痰検査）	400円

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-3400

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

がん検診 自己負担額の変更についてのお知らせ

これまで、がん検診を受診された方に、検診にかかる費用の1割程度を負担していただいておりますが、令和元年10月に消費税が10%に増税となり、検診価格が大幅に改定されたことに伴い、令和2年4月1日以降、受診者の方に負担していただく金額を一部、下記の通り変更させていただくこととなりました。

町民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【変更内容】

項 目	変更前	変更後
胃がん検診	500円	500円
便中ピロリ菌抗原検査	300円	500円
子宮頸部がん検診	500円	500円
肺がん検診（胸部レントゲン）	100円	100円
肺がん検診（喀痰検査）	300円	400円
大腸がん検診	300円	500円
乳がん検診（視触診）	200円	200円
乳がん検診（マンモグラフィ）	500円	500円
乳がん検診（超音波検査）	300円	300円



狂犬病予防集合注射について

下記の日程で狂犬病予防集合注射を実施します。
当日、ご都合の悪い方は、動物病院で個別に接種してください。

狂犬病予防法により、飼い犬には毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが飼い主の方に義務付けられています。

狂犬病は、人にも感染する病気で、治療法の見つっていない恐ろしい感染症です。

狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている方は、必ず飼い犬に狂犬病予防注射を受けさせるようにしてください。

●日程 4月17日(金)

●時間 横防公園 9:30～9:50
西部公民館 10:00～10:30
役場前 10:30～11:00
積浦集会所 11:10～11:30

●料金

- ・狂犬病予防注射料金 2,450円
※令和2年4月1日実施分から、金額が変わります。
- ・狂犬病予防注射済票交付料 550円

計：3,000円

- ・犬の登録手数料 3,000円
(未登録の場合のみ)

犬を飼っている方には3つの義務があります。

- ①住所地の市町村に飼い犬を登録すること。
- ②飼い犬に年1回、狂犬病予防注射を受けさせること。
- ③飼い犬に、鑑札と狂犬病予防注射済票をつけること。



お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-3400

くらしのワンポイントアドバイス

悪質な副業紹介サイトに注意

「SNSの広告で『メールで相談に乗るだけで高額な報酬がもらえる』という副業サイトを見つけて登録。仕事をしたが、サイトから登録料や手数料など次々と請求され、報酬が受け取れない」という相談。

相手は、事業者が雇った偽の客である可能性があります。簡単なやり取りだけで儲かるなど、自分に都合のよい「うまい話」を安易に信用しないことが大切です。

少しでもおかしいと思ったらすぐにやり取りを止め、消費生活センターにご相談ください。

困ったときは一人で悩まずに香川県消費生活センター ☎087-833-0999、各県民センターまたは「消費者ホットライン 188（局番なし）」へお電話ください。



●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

戦没者等の遺族に対する第十一回特別弔慰金について

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日時点で、公務扶助料等を受ける方がいない場合に、所定の先順位のご遺族お一人に対し、特別弔慰金（額面25万円、5年償還の記名国債）が支給されます。

申請期間 ～令和5年3月31日 **請求先** 役場住民福祉課

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223 / 香川県長寿社会対策課 ☎087-832-3277

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

◆マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードは「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー」「本人の顔写真」が表示されたカードであり、公的身分証明書として利用することができます。

また、マイナンバーカードを活用した消費活性化の取り組みとして、マイナポイント事業が開始されているほか、令和3年3月から健康保険証としての利用も予定されていますので、この機会にマイナンバーカードを取得しませんか。

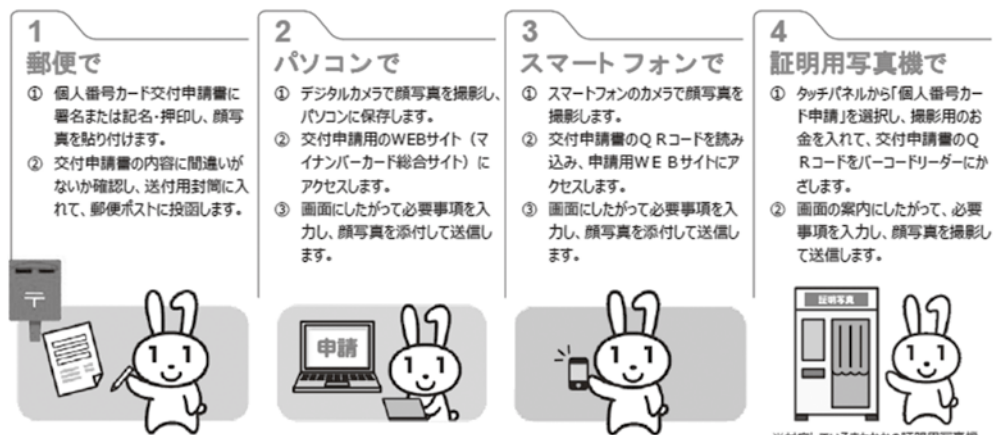
◆どんなことに使えるの？

- ◆写真付き身分証明書
- ◆確定申告などの電子申請
- ◆マイナポータルの利用
 - ※子育てをはじめとする手続きのオンライン検索・電子申請ができる国民1人1人の専用サイトです
- ◆マイナポイントの予約

◆マイナンバーカード申請の流れ

◆申し込み

申し込みには、交付申請書が必要です。申請書は、マイナンバー通知カードの下に付いています。※交付申請書がない場合は、住民福祉課窓口でも発行できます。



※詳しくは、マイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>) をご確認ください。

※対応しているまちなかの証明用写真機
株式会社DNPフォトイメージングジャパン
日本オートフォト株式会社
富士フイルム株式会社

◆**受け取り** 役場から交付通知ハガキをお送りしますので、申請者本人が住民福祉課窓口へお越しください。（交付申請から交付通知書の送付までは約1カ月かかります。）

《**必要なもの**》 役場からの通知ハガキ、通知カード、印鑑、本人確認書類（※）

- ※1点で良いもの：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード、運転経歴証明書など
- 2点以上必要なもの：健康保険証、年金手帳、学生証、乳幼児（子ども）医療費受給資格証など

お問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178(平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30)
住民福祉課 ☎087-892-2223

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

国民健康保険からのお知らせ

転入や会社を辞められるなど、社会保険などの健康保険がどこにも適用されない場合【国民健康保険】の手続きが必要となります。以下の内容をご確認のうえ、該当する場合は速やかに手続きをするようお願いいたします。



◎加入・喪失の手続きは14日以内にしましょう。

1. 加入の手続きが14日以内に行えなかった場合

特別な理由がない限り、手続きをした月の初日より前の医療費は全額自己負担になります。また保険税も、加入した月までさかのぼって納めることとなります。(最高3年間)

2. 喪失の手続きが遅れた場合

職場の健康保険加入後、国民健康被保険者証を使用して受診をした場合、国民健康保険負担分の医療費を返還して頂くこととなります。また保険税(料)を二重払いになる場合があります。

3. 職場の社会保険等は資格の取得日までさかのぼります。

資格取得日から社会保険証が交付されるまでの間に、診察券の提示により国民健康保険を使って医療機関に受診している場合は、至急社会保険への変更を医療機関に届け出てください。

こんなときは

～ 国民健康保険の加入・喪失の届出について ～

	手続きが必要なとき	手続きに必要なもの
加入するとき	他の市町村から転入したとき	印鑑・他の市町村の転出証明書 個人番号がわかるもの
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑・職場の健康保険をやめた証明書 (喪失証明書・退職証明書等) 個人番号がわかるもの
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑・被扶養者でなくなった証明書 (被扶養者除外証明等) 個人番号がわかるもの
	子どもが生まれたとき	印鑑・国民健康被保険者証・個人番号がわかるもの <出産育児一時金の請求がある方は、下記のものも必要> 産科医療補償制度対象の証明のある内訳明細書または領収書等
やめるとき	県外の市町村へ転出するとき	印鑑・国民健康被保険者証 個人番号がわかるもの
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑・国民健康被保険者証 職場の健康保険証など職場の保険に加入した証明書等 個人番号がわかるもの
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑・国民健康被保険者証 個人番号がわかるもの
その他	町内で転居、世帯主や家族の氏名が変わるとき 世帯を分離・合併するとき	印鑑・国民健康被保険者証 個人番号がわかるもの
	就学や施設入所など 別に住所を定めたとき	印鑑・国民健康被保険者証・在所証明書 学生証または在学証明書(学生の場合) 個人番号がわかるもの
	保険証をなくしたとき(使えなくなったとき)	印鑑・身分を証明するもの(運転免許証等) 個人番号がわかるもの

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



ふれあい診療所からののお知らせ

4月 泌尿器科外来診療日

4月28日(火) 午前中のみ

受付 8:30~11:30
診察 9:15~12:00

No.153

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所
医師 須藤 雄也



手洗いを徹底しましょう

現在、新型コロナウイルス（COVID-19）が世界中で流行し話題となっています。

この感染症の多くの症例で発熱、呼吸器症状（咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感などがみられ、下痢や嘔吐などの消化器症状の頻度は多くの報告で10%未満です。初期症状はインフルエンザや感冒（カゼ）に似ており、この時期にこれらとCOVID-19を区別することは困難であると報告されています。カゼと区別できませんが、50歳以上では高齢になるにつれ重症化率は高くなっており、予防が非常に大切です。

このCOVID-19がどのように感染するのかについては、現時点では、**飛沫感染**（ひまつかんせん）と**接触感染**の2つが考えられています。飛沫感染に関しては以前紹介した「咳エチケット（マスク着用）」と密集した環境に近づかない（感染者に近づかない）ことが有効です。今回は接触感染について対策を考えてみたいと思います。

COVID-19に限らず、感染症患者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスが付きます。私たちがその物を触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触って粘膜から感染します（主な感染場所：電車やバスのつり革、ドアノブ、スイッチなど）。この感染経路を防ぐためには、「不潔な手で顔を触らないこと」と「手洗いを徹底すること」が重要です。外出から帰宅したら、図のような手順でしっかりと手洗いを心がけ、それまでは直接顔を触らないようにしましょう。

さらに、今後COVID-19の感染が拡大した場合には、職場や身近な場所を消毒する必要も出てくることでしょう。ウイルスは物についてもしばらく生存しているため、ドアの取っ手やノブ、ベッド柵にもウイルスがついている可能性があります。厚生労働省からは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後、水拭きするか、アルコールで拭くことが勧められています。

マスク不足も含め、厳しい状況が続いていますが、健康にこの状況を乗り切れるよう可能な対策をしましょう。



※厚生労働省のポスターより

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266

☆☆計量器（はかり）の定期検査のお知らせ☆☆

2年に1回のはかりの定期検査を、下記の日程により行います。

取引や証明にはかりを使用する方は、計量法に基づき2年に1回、定期検査を受検することが義務付けられていますので、下記の会場で必ず受検してください。

5月21日(木)	11:20~13:50	直島町浄化センター
----------	-------------	-----------

*手数料は前回と同額です。

【お問い合わせ】 香川県計量検定所 ☎087-881-2517 役場まちづくり観光課 ☎087-892-2221

東日本大震災義援金の受付状況

東日本大震災義援金に、多くの皆さまから温かいお気持ちをお寄せいただきありがとうございます。義援金の受け付け状況をご報告いたします。
お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて、被災地の方に届けられます。役場庁舎内の募金箱での受け付けは、令和2年3月末をもって終了いたしました。皆さまのご協力、誠にありがとうございました。
今後、標記義援金は日本赤十字社香川県支部で引き続き受け付けをしておりますので、よろしく願います。

総額 2,312,549円

▼波戸本茂直様より亡母波戸本キヨ子様の香典返しとして、宮ノ浦自治会、直島町社会福祉協議会、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。
▼石井昌治様より亡母石井那生子様の香典返しとして、本村自治会、直島町に対して金一封のご寄附がありました。

寄附のお礼

地区	氏名	年齢
宮ノ浦	田尾 都	81
宮ノ浦	山田 愛子	94
宮ノ浦	波戸本キヨ子	69
本村	植田 昌子	97
宮ノ浦	石井 由奈ちゃん	3
宮ノ浦	石井 杏奈ちゃん	11
オノ神	石井 慧介くん	3
宮ノ浦	石井 葵	3
宮ノ浦	石井 喬也	3
宮ノ浦	木内 未来ちゃん	26
宮ノ浦	尚子	26
宮ノ浦	雅也	26
宮ノ浦	お父さん	26
宮ノ浦	お母さん	26

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

チャレンジ! 広報クイズ

Q.3月6日に開催した、直島フレンドパークのミニゲームは何種類でしょうか?

- ①5種類
- ②6種類
- ③7種類

(ヒントは、広報紙の中にあります)

3月号の答え ② 応募総数4通

【応募締め切り】4月30日(木)

クイズの答え・住所(地区)・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報クイズ4月号」係
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
※ご応募いただいた皆さんの個人情報情報は賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません。

★ ★ 募集しています ★ ★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。
※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由です。住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課「広報なおしま○○○コーナー」
E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp
締め切り：4月20日(月)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

日	内科	外科	歯科
4月12	日赤玉野分院(築港)31-5117	たなべ内科(玉)31-6803	谷歯科医院(宇野)31-3500
19	満木内科小児科(用吉)71-0747	近藤医院(東田井地)41-1061	千葉歯科医院(和田)81-0039
26	玉野三井病院(玉)31-4187	玉野市民病院(宇野)31-2101	仲田歯科医院(築港)21-2949
29	中村医院(長尾)71-2217	みやもと整形外科(東紅陽台)71-3030	中村歯科医院(日比)81-8241
5月3	長崎医院(用吉)71-4800	宇野八丁目クリニック(宇野)33-8080	半井歯科医院(築港)21-2861
4	日赤玉野分院(築港)31-5117	近藤医院(東田井地)41-1061	橋本歯科医院(奥玉)31-8148
5	満木内科小児科(用吉)71-0747	玉野三井病院(玉)31-4187	平山歯科医院(長尾)71-2850
6	たなべ内科(八浜町八浜)51-3600	三宅内科外科医院(榎ヶ原)71-2277	はしもと歯科医院(長尾)33-0055
10	油原医院(和田)81-8235	玉野市民病院(宇野)31-2101	ふじわら(利)歯科医院(八浜町大崎)51-2488

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(4月13日~5月15日)

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
4/13	14	15	16	17
午前 須藤 午後 井上	午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 井上	午前 須藤 午後 井上
20	21	22	23	24
午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 井上	午前 須藤 午後 井上	午前 須藤 午後 井上
27	28	29	30	5/1
午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 休診日	午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 井上
4	5	6	7	8
午前 須藤 午後 井上	午前 須藤 午後 休診日	午前 須藤 午後 休診日	午前 須藤 午後 休診日	午前 須藤 午後 井上
11	12	13	14	15
午前 須藤 午後 井上	午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 須藤	午前 須藤 午後 井上

※診療担当医は、都合により変更することがあります。
※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00
※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので下記に電話してください。
※(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。
※(お知らせ) 第4火曜日の午前中のみ泌尿器科専門外来を開設します。
ふれあい診療所 ☎087-892-2266

Mini Gallery

ミニギャラリー



横防 岡崎 貢さんの作品
「小学1年生の下校」



本村 森下 和子さんの作品
「つつじ」

香川県産乾海苔品評会が開催されました

さぬき海の幸販売促進協議会による香川県産乾海苔品評会が2月18日に開催され、出品総数79点の中から審査の結果、町より下記の3生産者の乾海苔が入賞しました。おめでとうございます。

賞名	生産者
直島町長賞	(有)大栄水産
直島町議会議長賞	(有)久保水産
香川県海苔養殖研究会奨励賞	(有)白峰水産



東京2020オリンピック聖火リレーの延期について

3月24日に国際オリンピック委員会 (IOC) と東京2020組織委員会は、東京2020大会の延期を発表しました。

これに伴い、4月18日(土)に予定されていた直島町での聖火リレーは延期となりました。また、以下についても中止となりましたのでお知らせします。

- 交通規制
- 町営バスの運休
- 出発セレモニー
- ミニセレブレーション

今後、新たな聖火リレーの成功に向け、準備を進めてまいります。
これまでご協力をいただいた町民の皆さまには、詳細が確定されたのち、改めてお知らせいたします。

お問い合わせ 教育委員会 ☎087-892-2882

